

## (参考)消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(4月分～6月分)

2015/6/30現在

■平成27年4月1日～平成27年6月30日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

受付番号	受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント	分類
53	4月1日	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令に関する意見書【参考送付】	京都先物・証券取引被害研究会 代表 弁護士 長谷川 彰 事務局長 弁護士 若宮 隆幸	今般公表された本省令は、当初の公表案を若干手直したものの、商品先物取引における不招請勧誘を解禁するものであるため、本省令は、廃止されるべきである。	取引・契約関係
54	4月2日	電力システム改革の制度設計に関する要望 (小売契約時の情報提供義務について)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)丸山 善弘 代表理事(共同代表)山根 香織	消費者にとって、購入する電気の電源構成や費用内訳は重要な情報であるため、電力システム改革の具体化にあたっては、電源構成や費用内訳に関する情報提供を全ての電力供給事業者に義務付け、消費者が容易に比較検討できるような仕組みを整備することを求める。	料金・物価関係
55	4月9日	商品先物取引法施行規則の改正(不招請勧誘禁止の例外)に対する会長声明【参考送付】	香川県弁護士会 会長 馬場 基尚	本省令は、不招請勧誘禁止規定が導入された立法の経緯及び被害実体を軽視し、法が禁止する不招請勧誘を事実上解禁するに等しく、顧客保護及び取引の公正の観点から容認できるものではなく、当会はこれに強く抗議する。	取引・契約関係
56	4月14日	日本動脈硬化学会の提言を重んじトランス脂肪酸の表示を義務とすることを求めます	主婦連合会 会長 山根 香織	日本動脈硬化学会の提言、そしてその要望には日本高血圧学会、日本循環器学会、日本小児科学会等、六つの学会が同意していることを重く受け止め、トランス脂肪酸の表示義務化へ向かうことを求める。	食品表示関係
57	4月15日	機能性表示食品制度は欠陥制度です速やかな制度見直しを求めます	主婦連合会 会長 山根 香織	機能性表示食品制度には法制度、健康被害情報への対応、品質の担保等に欠陥があるため、以下を要望する。 ・市場調査の実施、公表 ・健康被害情報の収集体制構築、公表 ・機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨の表示文の見直し ・健康食品全体について、制度の整合性、消費者の安全の確保、消費者の選択の機会の確保の観点による抜本的な制度見直し	食品表示関係
58	4月16日	日本動脈硬化学会の指摘を踏まえトランス脂肪酸の表示を義務化すべきです	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山 美智子	日本動脈硬化学会の要望書、そしてその要望には日本高血圧学会、日本循環器学会、日本小児科学会等、六つの学会も同意していることを重く受け止め、食品WGの報告書においては、トランス脂肪酸の表示義務化実現を明記した内容とすることを強く求める。	食品表示関係

59	4月17日	プロ向けファンド(適格機関投資家等特例業務)に関する制度整備の早期実現を求める意見書	全国証券問題研究会 代表 弁護士 内橋 一郎	特例業務の見直しにあつては、WG報告に基づき、プロ向けファンドの一般の個人への販売の禁止、参入の規制、行為規制、行政処分等の制度整備を実現すべく、今国会に提出されている金商法改正案を早期に成立させ、速やかに施行の上、実効ある運用をすべきである。	取引・契約関係
60	4月20日	【民法改正法案】 「公正証書保証」及び「消費貸借」の規律に反対する決議	全国クレサラ・生活再建問題対策協議会 拡大幹事会IN前橋参加者一同	民法改正法案について、次のとおりの意見を表明する。 ・「事業に係る債務についての保証契約の特則」においては、法案465条の9第1号ないし第3号に掲げる者以外の第三者による個人保証は例外なく禁止すべき。 ・「主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者」を個人保証の制限の適用除外とする規定は削除すべき。 ・諾成的消費貸借の借主が解除権を行使した場合において、貸主が損害賠償請求をすることができる旨の規定の新設に反対する。 ・貸主が期限前弁済をした借主に対して損害賠償請求をすることができる旨の規定の新設に反対する。	取引・契約関係
61	4月23日	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令の廃止を求める会長声明	奈良弁護士会 会長 児玉 修一	当会は、農林水産省及び経済産業省が当会の意見に反し、不招請勧誘の禁止規制を緩和する本省令を定めたことに強く抗議するとともに、平成27年6月1日に予定された本省令の施行をすることなく直ちに廃止することを強く求める。	取引・契約関係
62	4月23日	「HPVJAPAN」声明の問題点に関する声明【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	HPVJAPAN声明の因果関係論には重大な誤謬が含まれており、HPVワクチンの安全性を真摯に検討し、科学的に公正な立場からHPVワクチンの是非を判断したものとはいえない。	消費者安全関係
63	4月24日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する会長声明	青森県弁護士会 会長 竹本 真紀	本省令は、立法経緯や被害実態を軽視し、いたずらに商品先物取引の不招請勧誘を解禁するものであり、消費者保護の観点からはもちろんのこと、取引市場の公正さの観点からも認めることはできない。当会は、不招請勧誘禁止の緩和に強く抗議し、本省令をすみやかに改廃することを求める。	取引・契約関係
64	4月27日	意見書	一般財団法人 日本消費者協会 理事長 松岡 萬里野	特定商取引法改正にむけて以下の3点について要請いたします。 1 電話勧誘販売、訪問販売に対する規制を求めます。 2 権利の販売について指定制の廃止を求めます。 3 美容医療外科サービスを特定商取引法の規制に加えるべきです。	取引・契約関係
65	4月28日	「患者申出療養」に関する見解【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	厚生労働省が創設を提案する「患者申出療養」には、疑問もしくは問題があり、これを解消する対策が講じられることが必要であり、ない以上は、あるべき制度とはかけ離れたものと言わざるを得ない。	消費者安全関係

66	4月30日	電気通信事業法の改正案に対する会長声明【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	電気通信事業法の改正案について、 1 初期契約解除制度の適用範囲を総務省令によっていかようにも狭めることができる点が問題であり、契約書面の交付が義務付けられない契約類型がごく例外であることを法文上明記し、総務省令への委任を可能な限り羈束すべきである。 2 不実告知等の禁止に違反した場合の民事的効力が定められていない点が問題であり、現段階で動機等に関する不実告知等の多くのトラブルに対して有効な抑止策が存在しないのであるから、民事的効力に関する規定を定めるべきである。	取引・契約関係
67	5月7日	「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令」に反対する会長声明	沖縄弁護士会 会長 阿波連 光	本省令は、不招請勧誘を禁止した法律の趣旨を逸脱したものであり違法である。本省令は、その施行日前に廃止されるべきである。	取引・契約関係
68	5月13日	食品表示についての要請	NPO法人日本有機農業研究会 有限会社影山製油所 食政策センター・ビジョン21	以下の3点を要請する。 ①食用油における原料原産地および遺伝子組換えの表示 ②ブレンド米の中止 ③成分調整牛乳の「牛乳」表示の中止	食品表示関係
69	5月14日	機能性表示食品制度に対する意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	機能性表示食品制度に対して以下の意見を述べる。 ・事業者に対し、安全性、品質確保、危害情報公表の体制整備を義務付けるべき ・生鮮食品を対象より外すべき ・要件を満たさないことが明らかとなった際に取り消しが出来るよう、届出制を登録制に改めるべき ・制度の根拠を基準ではなく法律に位置づけるものとし、法制化までの間は制度運用を見合わせるべき	食品表示関係
70	5月15日	不招請勧誘規制の強化を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 村越 進	不招請勧誘規制の強化を求め、以下のとおり意見を述べる。 ・商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制の緩和策を取り止め、改正省令を廃止すること ・海外で広く実施されている電話勧誘拒否登録制度(Do-Not-Call 制度)を速やかに導入するための施策を講じること ・「訪問販売お断りステッカー」など訪問販売の事前拒否に明確な法的根拠を与え、これを無視して勧誘することを禁止する訪問勧誘拒否制度(Do-Not-Knock 制度)を速やかに実現するための施策を講じること	取引・契約関係
71	5月18日	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行令、施行規則及びガイドラインを定めるにあたっての意見書	京都弁護士会 会長 白浜 徹朗	・「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」報告書の内容以上の厳格な手続及び負担を課すような変更を加えるべきではない。 ・特定適格消費者団体が消費者からの授権に先立ち消費者に説明する方法についてはウェブサイト上で説明する方法を認め、また、一定の場合に不要とすることを明記すべきである。 ・事件の選定状況を消費者庁の監督対象とする点は削除すべきである。 ・特定適格消費者団体への財政的支援を含む具体的な支援措置を講じるべきである。	集団的消費者被害救済制度

72	5月19日	特定商取引に関する法律等の改正を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 村越 進	<p>特定商取引法等につき、本意見書の記載内容を踏まえた法改正を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勧誘に際し、消費者に金銭の借入れをさせる行為等を指示対象行為とするべき。</li> <li>・いわゆる特定顧客の定義を拡大すべき。</li> <li>・電話勧誘販売取引においても過量販売行為の規制及び過量販売契約解除権を導入すべき。</li> <li>・インターネットショッピングモール運営業者に対し、加盟販売業者の实在性確認義務及び苦情対応義務を課すべき。 等</li> </ul>	取引・契約関係
73	5月19日	特定商取引に関する法律における連鎖販売取引に関する規制強化を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 村越 進	<p>特定商取引法における連鎖販売取引につき、下記規制強化を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引等に関する連鎖販売取引の勧誘を禁止すべき</li> <li>・借入金・クレジットを利用する連鎖販売取引の勧誘を禁止し、連鎖販売加入者は申込等の意思表示を取り消すことができるものとするべき。</li> <li>・いわゆる後出しマルチに対しても連鎖販売取引規制が及ぶことを明確にすべき。 等</li> </ul>	取引・契約関係
74	5月20日	「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」報告書に対する意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	<p>「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」報告書の内容を踏まえ以下のとおり意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書は、総じて一定のバランスを取ったものと評価し得るものであり、ガイドラインなどを定めるに当たり、原則として報告書の内容を尊重すべきで、報告書の内容以上の厳格な手続き及び負担を特定適格消費者団体に課するような変更を加えるべきではない。</li> <li>・特定適格消費者団体の認定要件や業務規定に関する部分等、いくつかの点につき、報告書の内容から更なる検討と改善が必要である。</li> <li>・新制度の持続的かつ適切な運用のために、消費者庁において、特定適格消費者団体への財政的支援を含む具体的な支援策の検討を直ちに行うべきである。</li> </ul>	集団的消費者被害救済制度
75	5月20日	特定商取引法の改正に関する意見書	埼玉弁護士会 会長 石河 秀夫	<p>訪問販売・通信販売・電話勧誘販売について、次の改正を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政令指定権利制を直ちに廃止すべき。</li> <li>・訪問販売・電話勧誘販売について、不招請勧誘を禁止し、Do not knock制度やDo not call制度を導入し、違反して勧誘した場合は契約取消権を付与すべき。</li> <li>・キャッチセールス・アポイントメントセールスの適用対象を拡大すべき。</li> <li>・指示対象行為に消費者に金銭の借入れを誘導等する行為等も含めるべき。 等</li> </ul>	取引・契約関係
76	5月26日	機能性表示食品に関する意見	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)岩岡 宏保 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)松岡萬里野	<p>機能性表示食品制度に対し、以下の意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関が安全性について疑義を示した成分を含有する食品について届出を受理すべきでない</li> <li>・サプリメント形状の食品について販売実績を食経験と認めるべきでなく、またガイドラインに食経験の判断基準について具体的に示すべき</li> <li>・制度の周知が不足している</li> <li>・疑義申し立てや相談をする窓口を明確化すると同時に寄せられた情報を保健所等と共有して危害発生などに素早く対応する制度整備が必要</li> </ul>	食品表示関係

77	5月29日	連鎖販売取引に関する法規制強化を求め る意見書	関東弁護士会連合会 理事長 藤田 善六	連鎖販売取引に関して、特定商取引法等を改正し、以下の法規制強化を求 める。 ・開示義務の範囲拡大 ・特定利益の制限 ・勧誘目的隠匿誘引行為の禁止 ・借入金・クレジットを利用する連鎖販売取引の勧誘の禁止 ・後出しマルチに対する規制の明確化 ・金融商品取引、商品預託取引に関する連鎖販売取引規制の明確化 等	取引・契約関係
78	6月1日	商品先物取引法における不招請勧誘禁止 緩和に抗議する会長声明【参考送付】	栃木県弁護士会 会長 若狭 昌稔	当会は、平成26年7月24日に「商品先物取引における不招請勧誘禁止の大 幅緩和に反対する会長声明」を発表し、商品先物取引法施行規則の改正に 強く反対する意見を表明していた。本省令は、当会の声明を無視するもので あり、消費者保護の観点から到底容認できないので、本省令の施行に強く反 対する。	取引・契約関係
79	6月5日	消費者契約法見直しに関する意見	公益社団法人日本通信販売協 会 一般社団法人モバイル・コンテン ツ・フォーラム 他3団体 藤猪 純子(パナソニック株式会 社) 沢田 登志子(一般社団法人EC ネットワーク)*文責	消費者契約法の見直しとして提案されている論点は、消費者向け事業を行う 事業者の実務に大きな影響を及ぼすものが多く含まれているため、2015年5 月末時点で想定されている各論点に関し、インターネット関連事業者及び一 般消費者の視点で意見を取りまとめた。 (専門調査会意見の)取りまとめに先立ち、個別事業者へのヒアリング及び事 業者・一般消費者からの意見提出の機会を是非設けていただきたい。	取引・契約関係
80	6月8日	機能性表示制度は欠陥制度 早急に運用中止し、見直しを求めます ～「ガイドライン」に見る消費者にとっての 機能性表示制度の欠陥性～	食品表示を考える市民ネット ワーク 代表 神山 美智子	機能性表示制度の速やかな運用停止と見直し検討への着手、「いわゆる健 康食品」の法的規制の強化等、消費者事故防止への各種制度の創設を要 望。	食品表示関係
81	6月10日	「特定商取引法専門調査会」の議事内容 に関する意見	一般社団法人 全国直販流通協 会 事務局長 高橋 正昭 事業部長 青木 淳	「不招請勧誘規制」について、一部の委員から訪販・電話勧誘販売は実質全 面禁止すべき、との極端な意見が出されているが、このような偏った規制は 健全な事業者の正当な営業を妨げ、営業の自由及び生活権を脅かすものと して、当協会は断固として反対する。	取引・契約関係
82	6月15日	内閣府消費者委員会の委員・事務局構成 について(要望)【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	委員の構成について、消費者問題に熱心に取り組み、社会的弱者である市 民の目線で消費者の権利確立を訴えてきた実績のある者、特に弁護士の増 員及び強化を要望する。 事務局の構成について、消費者問題全般を掌握し、消費者の権利確立のた めに邁進できる人材の配置を要望する。	その他

83	6月23日	わかりやすい電源構成の説明・表示義務を求める要請書	国際環境NGO グリーンピース・ジャパン 事務局長 佐藤 潤一	2016年の電力小売自由化において、消費者が電力会社や電力メニューを選択するためには、十分な情報公開が必要不可欠。電気料金の請求書、広告、契約書などに、電源構成、二酸化炭素排出量、放射性廃棄物量について全ての電力会社が統一のルールのもと、分かりやすい表示を実現するよう義務化を求める。	料金・物価関係
84	6月24日	「旅行産業の今後と旅行業法制度の見直しに係る方向性について」に関する意見書	埼玉弁護士会 会長 石河 秀夫	旅行産業研究会では、旅行産業を取り巻く変化を踏まえ、新たな旅行業制度のあり方をまとめたところであるが、本とりまとめに対し、消費者と関係するものにつき、主要な点について意見を述べる。	取引・契約関係
85	6月24日	特定商取引に関する法律の改正に関する意見書2	埼玉弁護士会 会長 石河 秀夫	特定商取引法の見直しに向けた調査・検討について、同法の実務上の問題点を踏まえ、同法の「業務提供誘引販売取引」「適格消費者団体」「法執行」について、本意見書の内容にそった改正を求める。	取引・契約関係
86	6月29日	消費者契約法見直しに関する意見書	日本ダイレクトマーケティング学会 法務研究部会長 弁護士 高橋 善樹	消費者契約法専門調査会で、消費者契約法4条各項の「勧誘に際し」の文言を変更する等して、広告を勧誘に含める改正案が検討されているが、かかる改正案には反対である。	取引・契約関係
87	6月30日	要望書	東京都地域消費者団体連絡会 共同代表 奥田 朋子 共同代表 内藤 裕子 共同代表 西澤 澄江	電力の自由化にあわせて、原材料(電源)の表示を義務とすることを求める。	料金・物価関係